

とちぎ応援プレミアムチケット事業実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 新しい生活様式に対応しながら、県内経済を支える中小企業及び個人事業主等を支援するため、プレミアム付チケットを発行する。

2 本事業の実施に関しては、この要領に定めるところによる。

(発行者)

第2条 とちぎ応援プレミアムチケット（以下「チケット」という。）は栃木県（以下「県」という。）が発行する。

(事務取扱者)

第3条 県からとちぎ応援プレミアムチケット事業を委託されたとちぎ応援プレミアムチケット事業事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(発行総額及びプレミアム金額)

第4条 チケットの発行総額は60億円とし、プレミアム金額はうち10億円とする。

(チケットの販売内容)

第5条 チケットの販売単位は、額面500円券の12枚、表紙1枚及び裏表紙1枚の合計14枚つづりを1冊とする。

2 チケットの販売は、1冊単位とし、販売金額は5,000円とする。

(券面表示事項)

第6条 チケットには次の事項を記載する。

- (1) 発行団体名
- (2) 利用可能な金額、期間
- (3) 管理及び偽造防止のための通し番号
- (4) 釣り銭対応
- (5) 現金との引換え、返品、返金等の対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 転売の禁止

第2章 チケットの販売

(購入対象者)

第7条 チケットの購入対象者は、次のとおりとする。

- (1) 県内市町に住所を有する者
- (2) 県内へ通勤・通学している者

(購入限度数)

第8条 チケットの購入限度数は、対象者1名につき2冊までとする。

(販売方法)

第9条 チケットの販売方法は、次のとおりとする。

- (1) 窓口販売でのチケットの販売に当たっては、第7条第1号もしくは同条第2号に該当していることを口頭により確認する。
- (2) 販売は、第10条及び第12条に定める販売期間・会場で行う。

(チケットの販売期間)

第10条 チケットの販売期間は、令和2(2020)年8月3日から令和2(2020)年9月30日までとする。ただし、販売総額に達した場合はその時点とする。

(残分の処理)

第11条 第14条に規定する期間を超過した券については、事務局が全て適切に処分しなければならない。

(販売会場)

第12条 チケットの販売会場は、県と協議の上、別途事務局が定めるものとする。

- 2 販売に際しては3密を回避するための対策を事務局が講ずるものとする。

(販売周知)

第13条 専用ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等により販売の周知を行うものとする。

第3章 チケットの利用

(利用期間)

第14条 チケットの利用期間は、令和2(2020)年8月3日から令和2(2020)年10月31日までとし、利用期間を経過したチケットは無効とする。

(取扱店)

第15条 チケットが利用できる店舗等は、第22条による登録をした店舗等（以下「取扱店」という。）とする。

(チケットの利用対象等)

第16条 チケットは、取扱店において利用できるものとする。

2 チケットは、次に掲げる支払いに利用することができない。

- (1) 税(消費税及び地方消費税を除く。)、公共料金又はこれらに類するものに係る支払い
- (2) 郵便切手、収入印紙、チケット、プリペイドカード、新幹線チケット等の換金性の高い物品の購入代金の支払い
- (3) 株式、宝くじ等の金融商品の購入代金の支払い
- (4) 回数券、年間パス等のチケットの利用期間経過後もサービスの享受のため利用できる物品の購入代金の支払い
- (5) 土地又は家屋の購入代金の支払い
- (6) たばこの購入代金の支払い
- (7) 公序良俗に反するものに係る支払い
- (8) その他、県及び事務局が指定するもの

(釣り銭)

第17条 チケットの利用に対する釣り銭は、支払わないものとする。

(利用者の責務)

第18条 購入したチケットを利用する者（以下「利用者」という。）によるチケットの返品、現金との交換はできないものとする。

- 2 利用者がチケットで購入した物品等については、現金による返金はできないものとする。
- 3 利用者が購入したチケットが盗難、紛失、滅失した場合は、利用者の責務とし、再発行は行わないものとする。
- 4 利用者が購入したチケットは、転売できないものとする。
- 5 取扱店名が記入されたチケットは利用できないものとする。

(チケットの破損等)

第19条 チケットが破損した場合、以下の条件をすべて満たす場合には、チケットとして利用及び換金することができるものとする。

- (1) 通し番号を確認できること

- (2) 偽造防止が施された箇所が残っていること
- (3) 全体の三分の二以上が残っていること

第4章 チケットの取扱店

(取扱店の登録の募集)

第20条 取扱店の登録の募集に係る周知方法は、専用ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等によるものとする。

(取扱店の登録資格)

第21条 取扱店の登録資格（以下「登録資格」という。）は、以下の条件をすべて満たすこととする。

- (1) 小売業、飲食業もしくはサービス業を営む中小企業又は個人事業主等であること（ただし、宿泊業、旅行業は除く）。ここでいう「中小企業」とは、小売業においては資本金の額又は出資の総額が5千万円以下もしくは常時使用する従業員数が50人以下、飲食業及びサービス業においては資本金の額又は出資の総額が5千万円以下もしくは常時使用する従業員数が100人以下の事業者をいう。
- (2) 県内に本店及び店舗等が所在すること
- (3) 関係法令を遵守していること
- (4) 新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言を実施していること
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業を行う者でないこと

(取扱店の登録手続き)

第22条 取扱店の登録を希望する店舗等は、専用ホームページ、郵送又はFAXにより、事務局に申請を行う。

- 2 事務局は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請者が登録資格を有することを確認し、適正と認めた場合、取扱店として事務局が開設する専用ホームページで明らかにするものとする。
- 3 前項により登録された取扱店に対し、事務局は運用マニュアル、チケットの利用が可能であることを示すステッカー（以下「ステッカー」という。）等その他取扱店の運営に必要と事務局が認めるものを発送する。

(取扱店の募集期間)

第23条 取扱店の募集期間は令和2（2020）年7月10日から令和2（2020）年9月30日までとする。

(換金期間)

第24条 取扱店による使用済チケットの換金期間は、令和2(2020)年8月3日から令和2(2020)年11月13日までとする。

2 換金期間を過ぎたチケットは無効とし、換金できないものとする。

(換金方法)

第25条 取扱店の換金方法については、次のとおりとする。

(1) 使用済チケットを換金する場合、取扱店は事務局に対して換金申込書並びに取扱店名及び日付が記入された半券を切り取った使用済チケット(以下「換金申請書等」という。)を郵送にて提出する。取扱店は、事務局からあらかじめ指定した預金口座へ、換金額の振り込みを受ける。

(2) 事務局から取扱店に対する換金額の振り込みは、原則月に1回とし、事務局が設定する回収日までに到着したチケット額面金額分について振り込みを行う。回収については当日消印有効とする。

(3) 事務局から取扱店の預金口座へ換金額を振り込む際の振込手数料は、原則として事務局が負担する。

(取扱店の遵守事項)

第26条 取扱店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者が利用期間中にチケットを持参した場合は、チケット額面分の物品の販売又はサービスの提供を行うこと。

(2) 事務局から配布された取扱店のステッカー及びポスター等は、チケットの利用期間中、利用者の見やすい場所に掲示すること。

(3) 偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受け取りを拒否するとともに速やかに事務局に申し出ること。

(4) 偽造チケットについては、換金できないことを了承すること。

(5) チケットの交換、譲渡、売買、再利用は行わないこと。

(6) 取扱店が自ら購入したチケットを自店名で換金しないこと、また、商品仕入れ等に使用しないこと。

(7) 本要領及び運用マニュアルに定められた各条項を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。

(取扱店資格の喪失等)

第27条 事務局は、第21条に定める登録資格に該当しないことが判明した場合及び前条の各号に違反する行為が取扱店に認められた場合は、必要に応じ県と協議の上、取扱店登

録の取り消し等を行うことができる。

(紛失等の責務)

第28条 利用者から受け取ったチケットが盗難、紛失、滅失した場合は、取扱店の責務とする。

2 ただし、チケット郵送時のチケット滅失については、滅失したチケットの半券の提出を行うことができる場合に限り、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。

(届出事項の変更)

第29条 取扱店は、登録事項に変更があった場合は、速やかに事務局に届け出るものとする。

第5章 雑則

(受託者の過失による紛失等の責務)

第30条 事務局の過失によるチケットの盗難、紛失、滅失は、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第31条 この要領に定めるもののほか、チケット事業の実施に伴い必要な事項は、県が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2（2020）年6月23日から施行する。